



(証人等調書)

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		裁判所書記官印 
(この調書は、第8回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成28年(ワ)第 27562 号 平成29年(ワ)第 14391 号(第1反訴事件) 平成30年(ワ)第 3253 号(第2反訴事件)	
期 日	平成30年7月31日 午前10時30分	
氏 名	大江紀洋	
年 齢	41歳	
住 所	東京都 	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証した場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙反訳書のとおり		
以上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと  
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の  
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか  
誓います。

氏名

大江 紀洋



被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

乙第12号証（陳述書）を示す

この陳述書の1ページの署名、捺印はあなたのもので、ここに書かれている内容に間違いありませんね。

はい。

あなたの学歴と経歴を簡単に教えてください。

東京大学経済学部を卒業して、平成18年からウェッジで編集者として勤めています。平成23年から編集長となりまして、本件の記事においては編集責任者として携わりました。

あなたは、原告から名誉毀損だと指摘されている、ウェッジの記事、これから本件記事と言いますが、これについて編集長として編集を主宰するだけでなく、取材そのものも行っていましたね。

はい。

子宮頸がんワクチンの問題やきのう尋問のあった<sup>A</sup>■さんのした実験、これから本件実験と言いますが、この意義について、これは医学に関する問題ですが、経済学部出身であるあなた自身記事に関する医学的知識や理解について問題はありませんでしたか。

もちろん私は医者ではありませんが、大学には理系で入学しておりますので、高校レベルの理解、あるいは大学の教養課程の理解については知識、素養はそのレベルではあると思いますので、専門家の知識、取材などを踏まえながら追いかけていく、勉強していくことはできたと思っております。

取材に当たっては、いろんな専門家の方から解説とかお聞きになったんですね。

はい。

本件記事が掲載される以前のこの子宮頸がんワクチンの副反応問題に関する

取材状況について伺いますが、ウェッジが子宮頸がんワクチンの副反応に関する問題の取材を始めた経緯を教えてください。

子宮頸がんワクチン問題は、大変公益性の高い社会厚生、医療政策にかかわる大変大きな問題ですので、注目しておりました。取材の始まりは平成26年の夏ごろだったと思いますが、薬害オンブズパーソン会議主催のシンポジウムに私が出席して、そのあたりから、その前後からです。さまざまな方の取材を進めてきました。

そのシンポジウムで医薬品の安全監視を考える、子宮頸がんワクチンの被害からの問題提起という内容があったから、それを機に子宮頸がんワクチンの取材を始められたということですね。

はい。

それでは、池田班の発表内容を検証することになったきっかけを教えてください。

成果発表会の前年、平成27年7月に毎日新聞だったと思いますが、池田班の研究成果として子宮頸がんワクチンを打った後に見られるさまざまな諸症状の患者さんの問題と遺伝子がかかわりがあるんじゃないかという記事が平成27年7月に出ておりました。これは、大変それまでいろんな臨床所見についてはたくさんの報告がありましたが、こういった科学的な因果関係に触れていく重要な部分についての報道として、これが真実であれば大変重要な問題であると考え、池田班の研究内容に対して大変注目しておりました。

平成27年7月に特定の免疫遺伝子が子宮頸がんワクチンの副反応に関与しているということを知ってから取材をするようになったんですね。

池田班についてはそうです。

平成28年3月16日の池田班の反応について、ウェッジとして速やかに検証を行う予定はありましたか。

はい。

どのような検証を行う予定でしたか。

先ほどの毎日新聞の記事でHLAが関係しているという趣旨なんですが、非常に日本人にとってポピュラーな遺伝子型が非常に特異な症状、レアな症状に対して因果関係を持つということに対していろいろ遺伝学の専門家、具体的には京大の松田文彦教授であるとか、ほかの方々にもお聞きして、こういったことはなかなか考えにくいのではないかと、どういったことがあるのか調べていくほうが良いというアドバイスもあり、恐らく平成28年3月の当該成果発表会では研究がアップデートされて何らかのことが発表されるであろうということを予測して、どういった形が出て対応できるように準備は進めておりました

3月16日の成果発表会で免疫遺伝子に関する発表はありましたね。

はい。

丙第29号証（平成28年3月24日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチンと遺伝子 池田班のミスリード 利用される日本の科学報道（前篇）」）及び丙第30号証（平成28年3月29日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン「脳障害」に根拠なし 誤報の震源は医学部長 利用される日本の科学報道（中篇）」）を示す

丙第29号証と丙第30号証は、この記事で今回問題となっている成果発表会での池田班の発表が不適切である旨、あなたウェッジは指摘されましたね。

はい、もちろん村中さんと協力してですが。

村中さんが執筆されたんですか。

はい。

それをウェッジが掲載したと。

はい。

この記事について、何か反響はありましたか。

大変大きな反響がありました。

具体的にはどういう反響がありましたか。

いろんな専門家からも多くの声が寄せられましたし、SNSなどからも多くの反響があったと記憶しております。

乙第5号証（平成28年3月16日の成果発表会における発表内容について）を示す

これは、厚生労働省が発表した発表なんですけど、これは先ほどお示した丙第29号証と丙第30号証の記事を受けた上で発表されたものですか。

はい。

どういう内容の発表になっていますか。

ここにありますようにHLAのその発表については、このデータからはHPVワクチンが記憶障害などを起こすということはできず、遺伝子とこの諸症状についての可能性が高いということもできませんというふうにはっきり否定される声明が出ました。

丙第29号証と丙第30号証の記事については、遺伝子の保有率と頻度が混同されているという指摘がなされていますけど、これについてはあなた一般的に考えて、もしくは記事を執筆する上でどういうミスだというふうに思いましたか。

これは、遺伝子はアレル2つのくっついてできているものなんですけども、それで保有率と頻度というのは、その遺伝子が、遺伝子と頻度の保有率と頻度を混同するというの言えはメンデル遺伝です。非常に中学生理科ぐらいだと思いますが、それぐらいの知識でもそこを混同するというのはなかなか考えにくいので、保有率と頻度を間違えて発表して、それでこの遺伝子が関係しているということを高名な学者様がそういったことをおっしゃるといのはなかなかびっくりしたというか、驚いたという記憶を持っております。

医学の専門家としては初歩的なミスだったと。

はい、そう思います。

本訴訟で問題になっている本件実験、マウスを使った実験についてお聞きしていきます。本件実験に関する池田先生の発表内容はどのようなものでしたか。

マウス実験ですか。

マウス実験です。

このマウス実験によって自己抗体が脳に沈着したというような発表でした。

その発表について、あなたはどう思われましたか。

ワクチンがどういった症状を及ぼすかという議論の中できのうも出てきましたが、BBBというバリアです。いろんなその血液の中の成分がそんな簡単に脳に影響を及ぼしたら大変なので、人間の体にはそういうバリアがあるわけですが、そういったバリアを乗り越えてワクチンが脳に影響を与える、自己抗体が脳に沈着していくという事実は、これはなかなか大変な事実ですので、もしそういうことがあるのであれば、このワクチンは認可されてはならないでしょうし、そんなこと常識を超えるようなことが本当にあるのだろうかということで、大変驚き、これは注目して検証する必要があるというふうに考えました。

沈着という言葉は、薬剤がBBBを超えて、脳に自己抗体が直接付着するということを意味する言葉であったから、これが医学界の常識を覆す発表だと思われたということですね。

はい。

成果発表会と同日に放映されたNEWS 23においても池田先生は本件記事で引用されているとおり、明らかに脳に障害が起こっている、ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって記憶の中

枢があるところに異常な抗体が沈着して海馬の機能を障害していそうだと発言しているんですが、成果発表会やNEWS 23の池田先生の発言について、あなたはどのような印象を受けましたか。

そこに出てくる「明らかに」であるとか「共通した客観的所見」であるとか「沈着」とか「脳に障害」という言葉は非常に重要な言葉です。これは、科学者、医学者が用いるということは相当の根拠を持って、サイエンスとして使っている言葉ですので、これが事実であるならば相当のことを社会に及ぼします。子宮頸がんワクチンがどういう問題を起こすのか、起こさないのかということは大変大きな社会厚生上日本の社会において非常に重要な問題でしたので、この基礎実験が本当にそう言えるのかどうかということは、もしそうであるならばとてもすごいことだというふうに思いました。

だから、取材をしつかりしようと思われたんですね。

はい。

甲第4号証(「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」と題するスライド集)及び甲第5号証(「ワクチン接種後の血清(自己抗体)のマウス海馬への沈着」と題するスライド)を示す

甲第5号証を示しますが、これは池田班が成果発表において発表した資料、スライドの抜粋です。成果発表会后、あなたがこの資料を確認した結果、どのようなことがわかりましたか。

非常にその画像としてはくっきりHPVのところは緑になっているということがわかりますし、ただこのグラフのほう、グラフは普通エラーバーであったり、統計検定してp値、こういったものを示したり、Nと言いますが、母集団であったり、そういった一体どれぐらいの数の検体を評価したものかということ普通は記すので、エラーバーがないなど、これはどういうことだろうかということをおぼろげに記憶



しております。

エラーバーがないということは、個体差による結果のばらつきを考慮していないことから、とても不思議に思われたと。チャンピオンデータを公表されたんじゃないかと疑問を持ったわけですね。

はい。ただ、そういったことを池田先生のような方がされるのかというところが疑問でした。

これ昨日の尋問でも問題になったんですけど、画像についてはマウス1匹ずつの結果であることが明らかですけど、グラフ化している以上複数の個体のこの数値を検討した結果、グラフ化されているんじゃないかと思われたということですよ。

一つの組み合わせのグラフをつくるというのは、余り私は見たことがありません。画像についてもほかのスライドがあってもいいんじゃないかと思いました。

この成果発表会の後、本件実験に関してウェッジや村中さんは池田先生に対して取材を試みましたか。

はい。村中さんがすぐにこういった問題意識、僕は村中先生に教えてもらったことも大変多いですが、共有した上で池田先生にメールを送られています。

対応はどうでしたか。

明確に拒絶をされています。特にこのマウス実験のところについては、研究のオリジナリティーにかかわるので、答えられない、一切答えられないという御回答でした。

池田先生に対する取材のほかどのような取材を行いましたか。

非常にその実験の中を、まだ論文にもなっていない実験の中を取材していくのは大変難しいことでもあります。ですので、一体これは、池田先生はそのメールの中でほかの人がやったということが書かれていま

したので、一体誰だろうということで、この信州大学の中にこういったマウス実験を得意とされている先生は誰であろうかということを探ったり、あるいは先生の属されている第3内科、あるいは塩沢先生が属されている産科婦人科講座、こういったところの内部情報を得るべく取材を村中先生と進めていました。

その結果、発表された論文ですとか、経歴によって■先生がこの実験をされたんじゃないかと特定されたということですね。

はい。

本件取材がその後実現します。■先生の取材ですね。その経緯は陳述書に記載のあるとおりで間違いないですね。

はい。

取材が実現する経緯から、■先生が取材において真実を述べていると考えた理由を教えてください。

まず、村中先生からの依頼、打診もありましたし、陳述書も書いてくださった宮川剛先生からもその平成28年3月の段階から取材を受けたほうがいいのではないかと打診を■先生に入れられています。そして、塩沢先生の前だと思いますが、前の産科婦人科の先生である小西先生、その後京大、今また別のところおられますが、重鎮である小西先生からも■先生に取材を受けたほうがいいのではないかとのお話が行っていることもありました。そして、最後に私のほうから当時の所属先へ移られた後の国際医療福祉大学のほうにも■先生が取材を受けるように大学のほうで対応してほしいという依頼をいたしましたので、計4方向ぐらいから■先生に打診が行っています。かつそのスタートはもう3月からですので、3か月間の間、2か月ちょっとですか、の間さまざまなルートから取材に答えてほしいというお願いが届いております。そして、そういった公的な立場の方からも行っている。

そして、十分対応をするに考える、どのように対応をされるかを考える時間もあつたと思います。ですんで、この6月3日御対応いただけるということになったときには非常に信頼性の高い取材ができるであろうというふうに考えました。

本件取材は、平成28年6月3日の昼ごろから丸の内ホテルのレストラン、ポム・ダタンにて行われて、あなたと宮川教授、村中さん、<sup>A</sup>先生が出席されました。なぜ取材は、この場所で行われることになったんですか。

非常に全員の時間の調整をするのが難しかったのを記憶しています。そして、<sup>A</sup>先生は信州と国際医療福祉大学の成田キャンパスを行き来されているということで、私と村中さんは東京におります。宮川先生は愛知です。この中でどう皆さんの御都合を合わせてということになったときに6月3日の12時というピンポイントのここしかないということになりまして、かつお昼の時間12時ということでしたので、恐らく長野新幹線で来られて、常磐線であることを考えると東京駅でお食事をとりながら時間のロスがないように、かつ落ちついてお話ができるゆったりとしたホテルのラウンジといたしますか、レストランでということを考えました。

そこは、取材に適した場所ですか。簡潔に教えてください。

はい。

それは、なぜ取材に適したと思われたんですか。

まず、隣の席が近くなく、非常に声が混雑したりするところでもなく、そういう意味では食事をとりながら周りを気にせずにとという意味では非常にレストランとしては適切だと思います。

なぜ宮川先生が同席されたんですか。

宮川先生はHLAの記事を我々が出した後、平成28年3月の段階から反応を示してくださっている専門家の一人でした。こちらからアプ

ローチをしまして、お話をしていきますと、<sup>A</sup>先生と同じジャンルと  
いいますか、いろんなマウスの基礎実験に大変、そもそもそれを主業  
としている専門家であり、かつ、かつて<sup>A</sup>先生と共同研究もしたことが  
あると、面識もあると、いろいろ取材の打診もしてくださっている  
というような<sup>A</sup>先生との関係性もあり、かつ別に我々と何か利害を共  
通するところもなく、全く独立の立場で、かつ一線級の研究者である  
ということですから、専門的なアドバイスも受けながら、かつ<sup>A</sup>先生  
のおっしゃることについていろいろ補足なり質問していただける方と  
してお招きする、第三者的な立場として、専門家的な立場として一番  
適切な方ではないかと思ってお願いをしました。

この取材で<sup>A</sup>先生は本件実験のデザインについて、本件マウスに対して子宮  
頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水  
をそれぞれ接種して、本件マウスから接種した血清をワクチン等を接種した  
マウスとは異なる正常なマウスの脳切片に振りかけて、自己抗体が検出され  
るかどうか確認するものと説明されたようですが、この説明についてあ  
なたも含めた出席者はどのような理解をしましたか。

全員驚きました。血清をとって、別の正常マウスの脳切片にかけた途  
端にそれは沈着とは言えないからです。沈着とは生体内の反応を示し  
ていますが、血清をとって別のマウスにかけた途端、それは生体外で  
す。正常マウスの脳切片というのは、ある意味検出器として使われて  
いるだけでここに沈着という言葉は絶対に使われないはずなので、こ  
の実験からあのような発表はなされ得ないはずだということで全員び  
っくりしたということです。

この実験のデザインについて、<sup>A</sup>先生が池田先生に対して平成27年12月  
28日に実施されたプログ्रेसミーティングで1時間説明したことをあなた  
たちは確認されましたね。

はい。

池田先生は、本件実験について自己抗体がマウスの海馬に沈着したとわかったと言えないことは十分理解されていたとあなた方は理解したんですね。

はい。

ミーティングにおいて、今実験のデザインを聞きましたけど、この実験の結果は■先生にどのように説明されていましたか。

A 乙第7号証の2にあると思いますが、子宮頸がんワクチンの、振りかけたというのを別にして、その血清をかけた後の反応の結果については子宮頸がんワクチンの打ったマウスの血清のみが若干高いかなという表現をおっしゃいました。

それは、子宮頸がんワクチン以外の接種したマウス、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種したマウスの血清を振りかけた脳海馬についても緑色に染まった画像が存在していたとおっしゃっていたということですね。

この部分は、繰り返し私からも村中さんから宮川さんからも聞いていたと思いますが、ほかのワクチンでもなる、それはこのマウスが加齢によって自己抗体をもともと産生するある種異常なマウスであるから、そういったことが起こるのだという説明をされていました。

この実験の結果ですとか意義について、■先生は池田先生に対して説明したことを確認しましたか。

はい。

乙第7号証の2（反訳文（乙第7号証の1））を示す

43ページを示します。■さんの説明では、本件実験についてマウスの海馬の画像は1枚ではなく、複数枚存在していたとのことですが、どの発言からそう理解しましたか。

43ページの下の方になりますが、Aというのは私ですが、「だから、これは「ここも出てるじゃないか」って言えちゃう」と。この「ここ」

これというのが甲第5号証を示しているわけですが、44ページにつながります。「だから、出るときありますよ、もちろん。」「これだけがすごく強いって言う。」これ宮川先生がリプレゼンタティブということですねという話をされて、その後何枚も写真出して、その中の一枚なんですよとお答えになって、私が「これ、やっぱり一番、染まったやつ。」という「きれいかなって。」と同意された。そして、45ページ入りまして、<sup>A</sup>先生が「だから、それを選んだんじゃないですか。池田先生が。」とおっしゃって、私が、これに近いぐらい染まっているやつは他にもあったのですかと、<sup>A</sup>先生はありますと。他のワクチンでもあるのかと私の更問いに対して、「ああ、そうだな。ある。」と。こっちでもこっちでもあるというふうにおっしゃっています。「自己抗体、持ってますから。」という流れです。

では、本件実験について、マウスの海馬の画像は1枚ではなく複数枚存在していて、あなたの理解によれば、<sup>A</sup>先生によれば子宮頸がんワクチン以外を接種したもので緑色に染まった画像も複数存在していたにもかかわらず、池田先生がそれを組み合わせたスライドのみを発表されたという御認識だと思いますけど、それは乙第7号証の2のどこからわかりますか。乙第7号証の2の75ページを示します。村中先生の、Cです。問いになりますが、「こんなにきれいに他のワクチンも染まるものなんですか。先生。」<sup>A</sup>先生は「はい。」「サーバリックスの差ってやっぱりすごく濃く見えますけど、こういうふうきれいに他のものでも染まることってあったんですか。」<sup>A</sup>先生「ありましたよ。」。76ページ、「あった。」と<sup>A</sup>先生お答えになった後、村中さんから「この、一番サーバリックスがきれいに染まっているデータを池田先生にお渡しした理由は何かあるんですか。」<sup>A</sup>先生「いや、だから、それだけじゃないですもん。」<sup>A</sup>先生「もう何枚もある。」と。村中さんが「池田先生が、これ取ったの。」<sup>A</sup>宮川先生がとったという言葉を受けて、「ピック

アップ。」と聞いたときに、<sup>A</sup>先生が「ピックアップしただけなんですよ。」という流れです。今お聞きした乙第7号証の2の部分についてこれとかいろいろ指示されている文言があるんですけども、これというのはどの画像のことをいうんですか。

甲第5号証の一番緑に染まった部分を指しています。

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

甲第5号証の画像は本件マウスの血清を正常なマウスに振りかけたものだと思いますけど、どの部分に振りかけたんですか。海馬に振りかけた・・・。

はい。

海馬に振りかけたんですね。

このスライドタイトルが「マウス海馬への沈着」とあります。

マウスの海馬の画像は1枚でなく、複数存在していたか否かが本訴訟で争点となっていますが、ウェッジとしてはどのように合理性を検討しましたか。

この実験において昨日の<sup>A</sup>先生の尋問でもありましたが、1枚しか画像がとれないということは普通考えにくいです。まず、そのそれぞれの4つの接種群に対して、必ず複数のマウスがいます。そして、血清をとるタイミングも生かしている間は何度もとることができます。下の欄には4とか8とか、いろんな数字があって、そこがどれが正しいのかははっきりしないところありますが、複数回の血清がとれます。そして、脳切片も切片ですから、たくさん切片は連続切片があります。ですので、マウスの匹数掛ける血清の回数掛ける脳切片の枚数と考えると、普通はたくさんの画像があるであろうと。これは、各群数匹であつてもかなりの画像があると思うのが普通だと思います。

宮川先生は、それについて、いやそれは妥当だとか、それは違うとかおっしゃっていましたか。

この考えで妥当だとおっしゃっています。

あなたが今おっしゃった複数の画像がこの実験では出るであろうということについて合理性があるとおっしゃっていたんですね。

はい。

丙第7号証（動物実験計画承認申請書）及び丙第24号証（動物実験終了報告書）を示す

丙第7号証は、昨日の尋問にも出ていましたが、このマウス実験を行うに当たって■先生が提出された申請書、丙第24号証はこのマウス実験が申請どおり終了したことを報告している書面となります。丙第7号証の研究、実験計画と方法のところ、2段落目の2行目ですか。「得られた血清を用いて組織染色などを行い、神経細胞に対する自己抗体の有無を免疫学的に評価する。」と。各マウスについては、1種について3匹から6匹用いる、こういう記載については、これはあなたの今の説明に合致するものですか、それとも合致しないものですか。

合致します。

3匹から6匹のマウスについて血清を採取して、組織染色をしてそれぞれ見ると。だから、複数枚画像があることは当然だと考えたられたということですね。

はい。

画像が複数枚存在するにもかかわらず、池田先生が子宮頸がんワクチンで緑色に染まった画像と、他のワクチンで緑色に染まっていない画像を組み合わせさせたスライドのみ発表したという■先生の説明、あなたが理解した説明について、池田先生が■先生の証言した行為を行っていたということはどういうにあなたたちは検討しましたか。

ちょっと途中でわからなくなりました。済みません。

■先生のおっしゃったことと池田先生のおっしゃっていること、■先生は組



み合わさったスライドを発表したのは池田先生じゃないかとおっしゃったと、あなたは認識していますが、それが正しいとなぜ思われましたか。

■先生のおっしゃっていることは、非常にこの6月3日の中で何かお  
A  
かしいと思われるところがなかったからです。

■先生のこの実験に対するかかわり方ってどういったものでしたか。

A  
■先生は、この池田先生の研究班の班員ではありません。塩沢先生の  
A  
医局に属しているということで、分担研究者である塩沢研究者の配下  
にいる、でも班員ではない先生になります。

そういう手足となっている■先生が嘘をつくことはないだろうと思われた  
A  
ということですか。

はい。池田班の何らかの対外的な発表において、■先生という名前が  
A  
出てくる立場に■先生はないです。

A  
そのことを本件取材の中からあなたが確認したこととして、乙第7号証の2  
の33ページを示しますが、どういった内容からあなたが説明されたことが  
わかりますか。

Bは宮川先生になりますが、「チャンピオン・データが出てるってこと  
で。」という質問に対して、■先生がそうそう、ただ数値から見ると、  
■先生は「子宮頸がんワクチンの方が若干高いかな。」ということを先  
A  
ほど申し上げたようなことをおっしゃっています。

チャンピオンデータとはどういう意味ですか。

仮説に最も近い、最も都合のいいデータ。

複数あるうちの中で仮説に最も都合のいいデータとして、一般的に使われて  
いるんですね。

はい。

A  
■先生は、池田先生が成果発表会、NEWS 23でこの問題となっている発  
言を行うことを認識していなかった、事前に認識はされていなかったようで

すが、どうして池田先生は■先生の承諾を得ずにこのような発言をされて、画像を公表されたんだと思われましたか。

事前にその基礎実験主義者である■先生にあなたの実験を用いて沈着であるとか、明らかに脳障害とか、共通した客観的所見だとか、そういった発表をするということを事前に調整されたらもちろん■先生としてはそれは違う、そんなことは言えないとおっしゃるから、事前には言えなかったんじゃないでしょうか。

池田先生は本訴訟において、本件実験には関与していないと主張されていますが、ウェッジとしてはどうして池田先生が本件実験にかかわったと思われた、認識した、取材したんですか。

まず、この脳障害、昨日池田先生も御自身でお話しされていましたが、患者さんたちの複雑ないろんな症状は脳障害に起因しているのではないかとこのところから、それを調べていくというのが池田班です。池田先生はその神経内科、脳とか中枢神経の専門家であります。分担研究者の塩沢先生は産婦人科の婦人系婦人科がんの専門家です。ちょっと専門の筋合いが違います。池田先生の脳の専門的な知見と、■先生のマウスの専門家、スペシャリストとしての知見、これが非常にこのマウス実験にかかわっていると考えました。さらに末梢神経について当該スライドに、昨日もずっと議論になっていましたが、あのスライドは池田先生が■先生から・・・。

甲第4号証(「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」と題するスライド集)を示す

明確のために示します。甲第4号証の30枚目と31枚目を示します。今あなたがおっしゃったのは皮内神経の観察というスライドと末梢神経の病変というスライドですね。

はい。

続けてください。

ここは、<sup>A</sup>先生が扱ったマウス、打ったマウスの皮膚を標本として池田先生に渡し、池田先生がこの画像を分析されてこのスライドをつくられたということです。池田先生は全く無関係ではありません。かつ、一般論として主任研究者というのは研究、池田班全体の対外発表について全責任を負う非常に重要な役割を担っています。

先ほどの池田先生につくられた画像2つを合わせて、今後の取り組みというのが書かれていますか。

はい。

本件取材後、<sup>A</sup>先生の発言も合理性を検証するほか、信州大学の関係者に対して取材を行いましたか。

はい。いろんな内部情報をもたらしてくれる方々がいらっしゃいましたが、なかなかこのマウス実験、細かいところになってくるともちろん知っている方は少ないですし、やはり私たちがこの<sup>A</sup>先生の取材をしていることはもちろん伝わっていますので、ある種の箝口令が敷かれているということは察知していました。なかなかこの追加的な情報が得られる見込みは非常に低くなっていったということです。

ほかに塩沢先生とかに例えば取材をされませんでしたか。

はい。この分担研究者、この部分の責任者である塩沢先生には<sup>A</sup>先生がこのようなことをおっしゃっていると。これであのような発表はできないと思いますがということを、非常に細かく分類して、こういうことは本当なのですかということを私のほうから塩沢先生にメールを送っています。6月の段階です。

証拠で出ていると思うんですけど、それに関する回答はどうでしたか。

私が塩沢丹里先生の里の字を間違えまして、非常に失礼であるということをおっしゃられていたのと、回答については一切なく拒絶された

ということでございます。

本件取材後の■先生との連絡状況はどうでしたか。

■先生<sup>A</sup>とは村中さん、あるいは宮川さんが6月3日の以降もメールのやりとりが続いておりました。その2人、あるいは私からもそのほかにある画像です。もともとのそのバックデータについて提供してほしい。それは、6月3日の段階ではお渡しする。ただし信州にあるので、今すぐは渡せないということだったので、数日待つから渡してほしいということでお別れをしていますので、これについてお渡しをしてほしいということをお返しを繰り返してお願いしていたというような流れです。

確認しますけど、本件取材においては、■先生はこの画像の提供を約束されておりましたか、い wasn't でしたか。<sup>A</sup>

6月3日の段階では約束していただきました。

その後提供はされなかったということですね。

はい。

それについてあなたたちは信州大学の医学部内で先ほど箝口令とおっしゃいましたけど、もうこれに対して回答はするなという方針が出されたと理解されたということよろしいですか。

はい。私が最後、昨日■先生もおっしゃっていましたが、長野駅でというのはちょっと存じ上げ<sup>A</sup>ませんでした。私が最後電話したときももう非常にこれ以上かけてくるなという形で電話をシャットアウトされました。あれはまだいけないんですかということに対してシャットアウトされたので、これはもう強く拒絶されているというふうに理解しました。

そのような状況下で本件取材、■先生<sup>A</sup>に対する聞き取り取材の内容を前提としてこの記事に掲載するということを決断された理由を教えてください。

掲載するか、しないかについての全責任は私にあります。執筆は村中先生ですが、私は編集責任者です。やはりその記事を出すかどうかについては、その内容が真実であるかどうか、かつこれ以上情報がとれるかどうかということが非常に重要になってきますが、まず6月3日の■先生の証言内容は非常に合理的であって、信頼に値すべきものだというふう<sup>A</sup>に考えました。かつ、これ以上、本来バックデータもあるべきですが、もう完全に拒絶されており、ほかのルートも考えにくい。かなりもうこれ以上のこと、事実が出てくる可能性は低いという状況になっていると判断しました。かつ、この子宮頸がんワクチン問題は非常に重要な局面を迎えていましたし、この段階で私としては世に問うてこのマウス実験がこのようになされているということについて、このような発表がなされたということについて世に問うべきであるというふうに私のほうで判断しました。

■先生がおっしゃられた内容については録音をとって、宮川教授ですとか、<sup>A</sup>専門家に関して合理性を確認されましたか。

はい。

この内容は、このマウス実験のモデル、マウス実験のデザインからして画像が複数枚あることは間違いないんじゃないかというものでしたか。

はい。

乙第8号証（陳述書）を示す

これは、先ほどから出ている取材に同席された宮川教授の陳述書なんですけど、この陳述書の作成経緯を教えてください。

宮川剛先生は、先ほど申し上げたようにこの遺伝子改変マウスの扱い、あるいはその解析結果について、もともと主業として研究されている一線の現役の研究者です。この方は、しかも6月3日のその■先生<sup>A</sup>の取材に同席もしてくださっています。以前に我々、あるいは村中さん

との何ら関係もありません。こういった方が自分でお名前も出して、こういった陳述書を書いてくださっている現役の研究者、一線の方が自分のお名前の責任を持って書いてくださっていますので、質問違いました。ですので、こういった方にはやはりその陳述してほしいと、専門家的な見地から思うところ書いてほしいということをお願いしました。

お願いして、宮川教授は承諾していただいたという・・・。

快諾してくださいました。

本件取材の後に宮川先生からこの取材の■先生の発言について合理性を確認したときと今回乙第8号証で宮川先生が意見を述べられていることについて相違はありましたか。

ありません。

本件取材の中で検証に当たって宮川先生がおっしゃられたことと同じ内容が宮川先生の陳述書にあらわれているんですね。

はい。

最後に、昨日の原告の尋問に当たって尋問の内容について、あなたの理解と反するところがあれば教えてください。

はい。昨日の■先生、池田先生の尋問内容からは私どもの記事が間違っていたことが証明されたというふうに私は理解していますが、それは沈着という表現が間違っていたということであったり、Nは1であったということであったり、根幹部分、そのほかにたくさん画像があったという部分、こういったものがお二人の証言から立証されたからであります。ただしお二人の先生、特に池田先生の御説明には非常に専門的でない、ミスリードするような御説明があったというふうに考えています。

最後、簡潔にその具体的な内容を教えてください。

はい。まず、沈着は誤っていた、誤った理解、不正確という話ですが、先ほど申し上げたようにこれは専門的に非常に生体内のことを言っているということで非常に重い言葉です。これを単に誤っていたということではなく、しかももうプログレスミーティングの段階から、池田先生はこれは沈着と言えないということを理解していたとおっしゃっていましたので、にもかかわらず沈着ありと書かれたスライドをそのまま示し、かつNEWS 23に対して沈着とおっしゃったということはかなり意図的に沈着という言葉をお使いになったと。これは、意図がありますので、私としてはやはりこの発表は捏造であったというふうに考えます。次に、Nイコール1についてですが、あのスライドはああいうスライドはもちろん画像1組に決まっているという話でした。それは当たり前です。スライドの画像が、一つ一つの画像が2つの画像をまぜてつくるはずがありません。あのスライドは一つ一つの画像から組み合わされているのは当たり前です。私どもが言っているのは、その一つの画像で全てを説明していいのか、議論していいのかという部分です。そこを担保するのは右上のグラフのはずです。たくさんの画像があったらその平均値なり偏差なりを示して、あるいはp値をとって、統計検定をとって子宮頸がんワクチンが特異的であるということを示さなければなりません。そのことを一切せずに一つのデータだけをもって沈着であるとか、明らかだとか共通したといった言葉をお使いになったのは全くもって不適切だというふうに思っています。さらに・・・。

10匹いて、そのほかの画像もあったということを確認されたから、そのように思われたということですね。

はい。

原告（第1反訴及び第2反訴被告）代理人出口

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

大江さんは、A氏の取材前にまずこの画像というか、このスライドをごらんになったわけですね。

はい、成果発表会の資料です。

この成果発表会の資料のこの甲第5号証のスライドのタイトルには「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と書いてありますね。そうですね。

はい。

そのすぐ下の欄に緑色で画像の上に英語で「S e r u m」と書いてあって、その上に「血清（自己抗体）」と書いてありますよね。

はい。

この図を見て、大江さんはこれはワクチンを打ったネズミの脳そのものを解析したものだというふうに理解されましたか。

この自己抗体の沈着という言葉からそのように理解しています。

この血清という言葉からどのように理解したんですか。

血清が海馬への沈着というふうに書いてありますので。

では、沈着という言葉しか見なかったということですね。

そういうことではありませんが、そういうふうに・・・。

甲第27号証（蛍光抗体間接法の説明（清水宏著『あたらしい皮膚科学』第3版より抜粋））を示す

2枚目下のところです。甲第27号証は、これは北海道大学の皮膚科学のテキストの一部ですけれども、ここに蛍光抗体間接法とあります。先ほどの甲第5号証の画像がこの蛍光抗体間接法による観察結果であることは御存じでしたか。

はい、この資料を出していただいて。



では、A氏の取材当時は知らなかったということですね。

いえ。ここにありますようにその正常ヒト皮膚、別のものにかけるという流れですので、同じことと理解しています。

もう一度お聞きします。A氏の面談当時は知っていましたか。

間接法であることを理解しています。

知っていたということですね。

はい。

この甲第27号証2枚目の図のBに間接法による説明がありますね。この3番目、抗体の沈着と書いてありますね。

はい。

一般的な教科書でも蛍光抗体間接法による反応のときに沈着という言葉が使われることがあるというのは御存じでしたか。

そこは正確にどの程度使われているかということについては認識しておりませんが、池田先生の発表はこのマウス実験と・・・。

原告（第1反訴及び第2反诉被告）代理人野間（以下「原告（反诉被告）代理人野間」という。）

先ほどの経歴のところをお聞きしますが、東大の経済学部を御卒業されたのは何年ですか。

平成12年になります。

ウェッジに入られたのが平成18年とお聞きしましたが、その間はどちらにいらっしやったんですか。

別の仕事をしておりました。

具体的にはJR東海ですか。

はい。

平成28年6月末でウェッジの編集人というんですが、退任なされて、その後はJR東海に戻られていますか。

はい。

あなたは、JR東海の従業員であって、ウェッジには出向していたということですか。

そうです。

先ほど編集長という言葉をお使いになったと思いますが、ウェッジの記事のところには編集人とあるんですけれども、これは同じ意味と理解していいんですか。

はい。

ちょっと一般的なウェッジの出版の体制についてお聞きしますが、月刊誌で毎月20日発売と、よろしいですね。

はい。

印刷に回して雑誌ができ上がってくるのは大体発売の三、四日前ぐらいと認識していますが、よろしいですか。

はい。

昨日の池田先生の御証言で6月17日に信州大学の池田先生のところに雑誌が届いたと。それから、厚労省のほうに雑誌が大江さんによって配られたというお話ありましたね。

はい。

あれは、6月17日のことということで間違いないですか。

はい。

そうしますと、原稿を印刷に出す、入稿というんですか。原稿を印刷に出すのは大体何日ぐらいになるんですか。

ちょっと月によって異なりますが、10日、11日、12日、そのあたりだと思います。

ウェッジの原稿割りつけというんですか、要するに目次をつくる作業、これは例えば通常です。まず通常の例でいうと、6月20日発売の場合、いつご

る編集会議等で決まるんですか。

もう前月からいろいろ、1か月前からそういった台割りは動き始めていますし。

5月中。

はい。

今回の原稿は、少なくとも6月3日の取材の前にはできないですよ。

はい。

そうしますと、今回の子宮頸がんワクチン問題について村中さんに書いていただくということは、6月3日の取材を受けて決まったのか、それより前から決まっていたのかはいずれですか。

やや流動的な部分がありますが、確たる事実がとれて記事に出す根拠がきちんと整えば出すし、もし整わなければ落とすという、そういった2方向作戦というんですか、そういった形で進めることはあります。3月16日の成果発表会のことからそれを受けて、あるいはNEWS 23の報道を踏まえて、本格的な今回の取材を始めたと思いますけども、そのころから内容によってこの7月号に掲載したいというお考えだったということですか。

整えばです。

あなたは、まさに7月号が出た6月末をもってウェッジ編集人、編集長を退任されていますよね。

はい。

これは、内示としてはいつごろ決まったんですか。いつごろ知ったんですか。

内示は、2週間か10日なので、いつも。6月の出るころだと思います。

6月中旬ぐらいとお聞きしていいですか。

そうです。

これも一般論ですけれども、今回外部の方の執筆になるわけですが、編集部の中でどなたがチェックするんですか。

編集部の中では、もちろんほかの編集やったものは私もチェックしますし、あるいはプロの校正の方もいらっしゃるし、こういった専門的な内容になってきますと、社外にそういった協力者、専門的な知見を持っている方を整えてチェックをしていただいたりということを行います。

では、今回の件についてお聞きしますが、まずウェッジスペシャルレポートという見出しがついているんですけれども、これはどういう意味なんですか。

スペシャルレポートなので、特別レポートという意味です。

特別にほかの原稿との例えば進行度合いが違うとか編集の流れが違うとか、そういう意味ではないんですか。

重みづけの意味合いです。もしこの記事が落ちればほかの記事を入れたり、あるいは完全に落とすとか、いろんな台割りの変更、ページ数の変更はぎりぎりまでとりますので、スペシャルレポートが格下げになったりだとか、いろんなパターンがあり得ます。

今回の村中さんからの初稿が上がってきたのは6月の何日ごろですか。

その3日の段階、ほかの部分については池田先生の部分が非常に重要ですので、3日を受けて、3日が金曜日でしたから、もうその週末ぐらいから非常にお互い調整をかけて、もう数日でどんどん書いていただいていると思います。

いやいや。いただいていると思いますじゃなくて、原稿としてあなたがメールとかでまず受け取るんじゃないんですか。

そうです。ちょっと詳しく何日というのはわかりませんが、恐らく・

・・・

おおむねでいいです。おおむねで結構です

5日とか6日とか7日とか、そのあたりだと思います。

先ほどのお話だと、印刷に回す時期からすると三、四日ぐらいしかないということになりますか。

はい。

その間に要は裏づけ取材と言われるものをするようになるわけですね。

はい。

乙第12号証（陳述書）の21ページを示す

2項、真ん中辺ですけれども、2項の（1）。まず、裏づけ取材という言葉の定義ですけれども、要するに6月3日の取材におけるA氏の発言内容、そこから得られたあなた方の認識、それに基づいて書かれた原稿の内容が正確かどうかを客観的な資料とか、関係者、あるいは専門家等々に聞き取って確認すると、こういう意味合いでよろしいですね。

はい。

あなたは、出版社の編集長ですから、執筆者とは違う立場で裏づけ取材を独自に行うと。それで、出版することが適正かどうか判断すると、そういう責任があると、よろしいですね。

はい。

先ほど示した陳述書の記載の項目には「池田氏及び塩沢教授に対する裏づけ取材の状況」と、こうあるんですが、池田氏に対する裏づけ取材というのはなされていないですね。

はい。

なぜされなかったんですか。

池田先生は、先ほど申しあげました3月16日の直後の村中先生の事実関係を尋ねるメールに対し、拒絶されているからです。

3月の段階で村中さんに対して拒絶したことで、今回A氏の御証言であなた方が捏造として書こうとしていたことは同じ内容ではないんじゃないです

か。

疑いとしては3月の段階から持っていた内容と変わりませんが、6月3日の段階で大きく内容が進展したということです。

乙第4号証（平成28年6月7日付け電子メール）を示す

これは、先ほど主尋問でもありましたが、塩沢先生に対するメールとそれに対する御返答ですね。

はい。

あなたが塩沢さんに連絡をとったのは、この乙第4号証の1枚目の一番下からですか、6月7日16時35分のメール、これが最初ですね。

はい。

下から2段落目の3行です。「期限までにお答えがない場合、実験デザイン、進捗のご報告を受けていた塩沢先生は、1、2ともにご回答は「YES」であったと理解して記事化させていただきます」と、こうあります。

はい。

これに対して、塩沢先生が1枚目のところで「どなたかしりませんが、デリケートな質問を勝手にメールで送り付け、返答しない場合はそちらの勝手な答えを掲載するという行為は一種の脅迫であり」と、こうありますね。

はい。

あなたは、このメールのやりとりをもって、結局イエスとみなしたと、こういう理解なんですか。

これは、かなり終盤に入っていて、この2ページ目の内容を見ていただければわかりますとおりに実験内容についてこちらがかなりの事実を持っていることを示しています。ですので、怪しげなものであるとか、何らわかっていないものであるということはないと思います。

いや、私の質問に答えてください。これによって結局あなたはイエスとみなしたということによろしいんですか。

普通これだけの質問をすれば・・・。

結論だけ言ってください。

御回答があるのが普通です。ないというふうに理解しました。

一般論で言っているんじゃないくて、あなたはこの記事の裏づけとして、これで裏づけがとれたというふうに評価したわけですね。

お答えできないということに理解しました。

裁判長

裏づけがとれたと理解したのかどうかという。

はい。

原告（反訴被告）代理人野間

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）を示す

裏づけという理解でよろしいんですね。甲第1号証の44ページの一番下の段落の右側、ここに塩沢先生とのこのメールのやりとりが書かれているんですが、これは村中さんが書かれたんですよね。

はい。

ここには「編集部がイエスかノーかで答える質問をメールしたが、「一種の脅迫だ」と返し」とあって、お答えがなければイエスとみなすという表現がないんですけれども、あなたは村中さんにこれはお伝えしていないんですか。

この内容、お伝えしています。これは同意だと理解します。

同意だと理解したんですか。

はい。

ウェッジの、これ示しませんけれども、被告ウェッジ第3準備書面13ページに、再三原告や塩沢教授に対する取材を試みたという表現があるんですが、あなたが今御証言なされた以外の取材要請はないですね。

■先生と宮川先生・・・。

A  
答えだけ言ってください。ないですね。

いえ・・・。

あるなら言ってください。

はい。池田先生には3月に至るまでにも複数回取材をかけていますし、池田先生から私たちの取材が池田先生と塩沢先生に伝わっているという事は宮川先生からお聞きしています。

あなたが、これはあなたとウェッジですから。あなたが池田先生や塩沢さんに取材したことがあるかという質問です。

私は、塩沢先生にそのメールをお送りしたということです。

ですから、先ほどの御証言以外ないですね。

はい。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

あなたがというのは、大江ではなくウェッジが間接的にも含めて取材をしたということなので、ちょっと誤導が入っていると思います。

原告（反訴被告）代理人野間

いやいや、準備書面には被告ウェッジ及び被告大江がとありますので、聞いているんで。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

直接的だということまで明言していませんので、あらゆるルートから・・・。

裁判長

だから、ウェッジの社員も含むということですね。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

ウェッジの社員というか、ウェッジが例えば宮川先生ですとか、そのさまざまルートを使って信州大学に対していろいろ聞いていたということを含まれているという内容です。

裁判長

今の質問としては直接のことを聞いているんです。



原告（反訴被告）代理人野間

質問が違います。私は直接取材したかという質問をしているんです。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

直接かどうかということであれば、それで回答いただければと思います。

原告（反訴被告）代理人野間

よろしいですね。お答え変更ないですね。

はい。

それから、A氏からスライドを結局いただけなかったということなんですけれども、このスライドはあなた方が書こうとしている事実、内容が本当に事実かどうかを確認する極めて重要な客観資料じゃないんですか。

はい。

その段階ではほかに客観資料ないですよ。

ありません。

それをくれると言っていたのに、くれないと変わったということはA氏の発言内容の信憑性を低下せしめる出来事ではないんですか、それは。そう評価されなかったんですか。

まず・・・。

いや、されなかったんですか。

していません。

なぜですか。

この発表内容というのは論文にもなっていないし、学会発表もなされていない、非常に前段の中身です。となりますと、バックデータなりなんなりというのは全部当該A先生の手元にあって、仮に私たちにお示しいただいたとしてもそれが真実であるかを立証するのは、本当のものかどうかというのは非常に難しいという中身になっています。あれだけの中身のことをおっしゃって、かつA先生としては池田さん、塩沢

先生から指示があってもう出せないということをおっしゃっているのであれば、もうそこから出てくる可能性は非常に低いですし、仮に何か出てきたとしてもそれは非常に疑わしいものである可能性も高いです。ですので、6月3日にお話しになったこと、そのことから記事を書くのは非常に妥当であるというふうに私は考えています。

ということは、もらえても、もらえなくても出すつもりだったということですか。

もらえればそれについての記述をきちんと書くというつもりでした。それから、原稿の内容に戻りますが、初稿が出てからあなたのほうで手直しされたところがありますか。

それはもうたくさん直していますんで。

見出しとかはあなたのほうでつけるんですか。

はい。

捏造という表現については、これは手直しされた結果なんですか。

これは、私のほうでどちらかといえば主導してつけています。

あなたは、この原稿でどのようなことを捏造として表現していると理解して出版されたんですか。

たしか広辞苑によればですが、事実でないことを事実であるかのようにこしらえることだったと思いますが、この実験結果からは言えないことをこしらえて発表しているというふうに理解しています。

あなたの陳述書の15ページでは捏造のことを「「ないことをある」とする」とありますが、ないことをあるとすると、ないことをあるようにこしらえることとは違いますよね。

私の中では同じ事実でないことをあるようにするという行為がこしらえる。

するというのをこしらえると。

はい。

この原稿は、先ほど宮川さんの話が出ましたが、原稿そのものは見せているんですか。

必要な部分について見せています。

丙第86号証（第1回本調査委員会資料一式）の26ページを示す

ここに信州大学に対する宮川さんのコメントが出ているんですが、「村中医師の記述のように「捏造」であるとは私自身は思わない」と、こうありますね。真ん中辺にありますね。

はい、あります。

これは、本件記事の出版当時にはあなたは宮川さんがこういう認識だったことは御存じなかったんですね。

その続きをぜひ。

いやいや、御存じなかったんですね。

いや。宮川先生とは議論していますので、わかっています。その続きを見ていただければ、広い意味で不正に当たるという理解もある・

。

理解します。そういう表現はあるけど、捏造とは思わないという認識については御存じなかったですね。

いや、わかっています。宮川先生がわかっているのはガイドラインに基づく、捏造というのは実験データ、昨日<sup>A</sup>先生おっしゃっていましたが、実験データを改変してつくるというような意味合いになっています。そういったものには当たらないけれども、世の中一般で言う不正行為には当たるかもしれないという宮川先生の御意見に私もガイドライン上、研究不正上の捏造には当たっていないかもしれないが、世の中一般で言う広辞苑的な捏造には値するという意味で私もともと使っています。

ガイドラインと世の中一般が同じかどうか疑問ですが・・・。

別という意味で言っています。

乙第3号証（厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン）を示す

これガイドラインですけれども、あなた先ほどサイエンスというのを使いましたけれども、サイエンス上の議論では捏造の定義は、この乙第3号証の6ページ、対象とする不正行為の捏造と。これで解釈するんじゃないですか。

いえ。ここで言う捏造の範囲は、私は狭義であると思っていて・・・。  
この定義自体あなたは御存じでしたか。

はい、もちろんです。

知っていたんですか。

はい。

被告株式会社ウェッジ及び大江紀洋第1準備書面（平成29年3月14日付）を示す

そうすると、ウェッジ第1準備書面の2ページ以下、2ページを示します。  
ここにあなた方が書かれている捏造の定義が3つ書いてあって、省略しますが、要は発言していること、発表したこと、議論を進めたことと、この3つを挙げているんです。これは、先ほど示した乙第3号証の存在しないデータ研究結果等を作成することというのと同じ意味なんですか、違う意味なんですか。端的にお答えください。

結果等を作成していることに私は入ると思いますが、ただ実際ガイドラインで適用されている複数の調査委員会の結果を見ますと、かなりあれを狭義的に解釈して画像が・・・。

いやいや、そんなこと聞いていない。あなたの準備書面に書かれているあなたの主張は、この説明は、乙第3号証のP6と同じことを言っているのか、違う捏造だと言っているのかどっちですか。

私は結果等を作成しているところに入っていると思いますし、かつもつとあのガイドラインではない、事実でないことはあるという、こしらえるという行為には完全に該当していると思います。

では、今回の記事で池田先生が作成した存在しないデータ研究結果って具体的に何ですか。

マウスの海馬の脳に自己抗体が沈着し、それが明らかに共通した客観的所見であり、脳に障害を及ぼしていそうだという、その結論部分  
が実際にはない事実だったということです。

存在しないデータ研究結果は、作成していないですよ。

それは研究結果です、発表内容・・・。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）を示す

それから、私からは最後ですけど、甲第1号証44ページの左下、この最後の数行ですけども、「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち」とあるんですが、この研究者たちというのは誰を指すんですか。

池田先生、塩沢先生、<sup>A</sup>先生、3人を指しています。

成果発表会やNEWS 23で<sup>A</sup>発言、発表しているのは池田先生だけじゃないんですか。

このバックデータ、その画像、スライド提供したり、その大もとにある実験を行ったのは<sup>A</sup>先生です。<sup>A</sup>先生も非常にはっきりした母集団とか実験データを示していなかったり、渡したか渡していないかという  
ことについて、あれだけ昨日もぶれる発言をされたり・・・。

そうしたら、発表とか発言したという捏造とは違う定義で使っているんですね、ここ。

いえ、違います。

だって<sup>A</sup>先生、発表、発言していないじゃないですか。していないですよ。

いや、加担しているということです。発表行為に対して加担している

ということです。

原告（第1反訴及び第2反訴被告）代理人清水（以下「原告（反訴被告）代理人清水」という。）

沈着という言葉が話題になっていますけども、本件記事の中で沈着と書いてあることが捏造だという指摘はありますか。

沈着と発表していることを捏造と書いています。

いや、そのことは記事に書いていますか、それは捏造だというふうに。

はい、それは準備書面でも示していると思います。

違います。本件記事です。私たちが問題にしているのは、この記事が名誉毀損だという裁判です。あなたが最終的にチェックした記事ですよ。主尋問でも沈着がどうたらこうたらで時間使って言っていますけども、この記事の中に沈着が捏造だというふうにあなたは沈着と書いたことが、やはりそういうふうにしやべったことが捏造だということは書いているんですか。

書いているつもりです。

見つかりませんでした。

.....。

甲第29号証（信州大学学長宛送付書）を示す

それから、6月17日に到着する信州大学にウェッジを送りつけている文書の中で、甲第29号証でこれは大学のほうに送っているんです。大学学長宛てのところに送っているんですけども、原告について「このような方が副学長、医学部長の任にあることは大きな問題であると考えます」というように書かれていますが、その感覚、問題意識といいますか、問題意識は今でも変わりませんか。

はい。

では、原告が副学長、学部長辞任、この直後というか、これきっかけにやめられているんですが、それは満足といいますか、あなたとすれば目的を達し

たということになりますか。

そのような目的はありません。

これは、だからどういう意味で書いたんですか。

大学のほうが判断されることだと思っています。そういったことに何らかの目的意識とか、達成感みたいなものは持っていません。我々としてはこのようなことが起きていますが、大学として対応されないんですかという趣旨で書いています。

じゃ、こういう発売日より前にこういった関係者のことを関係する会社などに文書を送って、こういった文書を送るということはウェッジでは時々されていますか。

関係者の方々にはなるべく早くお届けするという趣旨で、印刷ができ上がったとともにお手紙を入れてお送りするということです。

一般論を言っているのではなくて、ここに書いてある「このような方が学部長、医学部長の任にあることは大きな問題であると考えます」というような、こういう具体的な人を名指しをして、その会社の従業員について指摘をして前もって送っているようなことは、あなたが編集長時代よくやっているんですか。

それだけの重要な記事については行うことがあります。

ほかにはどんなものがありますか。

いろいろな会社の・・・。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

ほかにはどうなのかというのは、ちょっと本件と関係ないと思います。あるか、ないかだけで十分でしょう。

あります。

原告（反訴被告）代理人清水

どういふのがあるんですか。

会社であるとか、いろんな組織において非常に問題がある行為が我々の取材で判明したときに。

厚労省にもこの日持ち込んでいますよね。

はい。

これは何が目的ですか。

厚労省の所管している厚労科研費に基づく研究班、ある種のスポンサーをしているのが厚労省だからです。

何が目的なんですか。

このような事実を知ってほしいという意味です。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

まず、お聞きしますが、ウェッジというのは科学専門雑誌なんですか。

違います。

乙第3号証（厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン）を示す

先ほど捏造の意義について議論になっていましたけど、先ほど示された乙号証を示しますが、乙第3号証の6ページ目です。この捏造というのは、科学者たちの間で用いられる捏造ということですね。

はい。

ウェッジにおいて捏造、一般誌としてのウェッジは捏造という意味をこの乙第3号証の意味づけで使っているんですか。

一般的な用語としての捏造を意識しています。

乙第4号証（平成28年6月7日付け電子メール）を示す

先ほど塩沢先生に対するメールが御質問に上がっていましたが、この乙第4号証で先ほど問題になっていたメール、塩沢先生からおよそ無礼であるというようなメールが送られていて、その後あなたがただちに、一番乙第4号証の1ページ目の上なんですけど、4段落目「ご説明をいただけないでし



ようか」と。「面会してお話しをお伺いしたいところですが、距離もございませので、お時間を頂戴できれば、お電話させていただく、あるいはスカイプといった手段もございませ。」、これに対して返信はありましたか。

ありませんでした。このメールというのは、読まれたり読まれなかつたりというのが当然ありますので、並行して研究室のほうにお電話をしたり、秘書の方にお伝えいただいたりということをこの日前後複数回やっています。お返事が来ないということが確定したことを確認しています。

あと、今回の取材の後に合理性の検証をするに当たって、専門家の協力を得ていたと思うんですけど、その専門家の協力を得るに当たってはどのような内容で記事とかのやりとりをされていたんですか。メールですか、それとも面会ですか。

メール、面会、電話、いろんなやり方が全部あったと思います。

それは、リアルタイムでこの取材が行われてから直ちに確認できるような、村中さんの原稿が上がってから直ちに確認してもらえるような体制を整えていましたか、いませでしたか。

はい。もうこの重要な案件に取り組んでいることは関係する方々にお知らせして、特に先ほど問題になった先ほど責任を所管している捏造と使っていかという非常にシビアな問題についてはきちんと専門家の方々に意見を聞いています。

丙第29号証（平成28年3月24日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチンと遺伝子 池田班のミスリード 利用される日本の科学報道（前篇）」）を示す

ウェッジにおいて、丙第29号証の内容というのは池田先生が3月16日に発表された内容に対して、その発表に遺伝子の保有率と頻度の混合があると指摘している部分ですが、これいつ掲載されていますか。

3月24日です。

10日もたたないうちに記事を掲載しているんですね。

はい。

それは、なぜこういう記事の掲載の仕方ができたんですか。準備していたからじゃないですか。

はい。当然我々もちろん新聞やネットニュースにかなわない月刊誌ではありますが、その中でもどうやったら速報的にしかも間違えずに記事を出せるかということについては、私10年来ずっと取り組んできた課題であります。その中でいろいろな協力者を得て、きちんと検証してくださるピアレビューみたいな方を持つことを重要視してやってきました。特にこのサイエンスの問題はもちろん私は専門家ではありませんので、どうやってやっていいかということについては数年かけて構築しています。

今回の取材が行われた後に記事を発表するまでのスパンとその準備態勢と、丙第29号証の発表が行われてから検証をして記事化するスパン、準備状況について差はありましたか。どちらのほうが準備していたとか、もしくはどちらが準備を怠っていたというのはいり得ないと思いますけど。同じように検証できる体制を整えていたということですね。

はい。

もう一つ、もしこの記事が発表された後に池田先生から何らかの取材を受けていただいたり、塩沢教授から結局メールはなかったようですが、メールが来て事実関係に関する指摘を受けた場合は、ウェッジとしてはどのように対応しますか。

根幹部分については6月3日の取材でかなり確定できていると考えていましたが、例えばその背景事象であったり、どういう意図であったとか、あるいは説明がもうちょっと複雑になる部分とか、いろんな追

加的な情報がもたらされることはあり得ますので、そういったことがあればすぐに真摯に対応して記事化するつもりでいました。

何か連絡があれば記事化する準備は整えていたんですね。

もちろん検証を経た上でになりますが。

結局連絡はあったんですか。

ありませんでした。

何もなくて訴訟が提起されたんですか。

はい。

最後に信州大学の調査というか、取材なんですけど……。

原告（反訴被告）代理人野間

異議あり。反対尋問に関連しないです。再主尋問です、それ。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

先ほど池田先生に対してどういう取材を行われていたかということについて、池田先生に直接取材するだけじゃなくて、いろいろな状況で信州大学の姿勢を取材されていたということに関連するという質問として今から質問したいと思います。よろしいでしょうか。

裁判長

はい。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

それに関して、その信州大学医学部として池田先生は医学部長でありますけど、その医学部の方針等について信州大学の関係者から取材等はされなかった、聞き取り等はされませんでしたか。

……。

ここで名前を挙げられない方も含めておっしゃってください。

しています。

それをした結果、信州大学医学部としては本件実験の結果ですとか、デザイ

ン等について、何らかの回答をするないし公開をしていただけるといような回答がありましたか。

池田先生がどのように振る舞われているかは各複数の方からの情報を得ていました。この案件に対して非常に前広にきちんと御対応いただける可能性が大変低いというふうに判断していました。

それは、信州関係の関係者、池田先生の尋問でも何でこんな情報が出ているのかという、■先生とかもありましたけど、そういう取材の中でそういう状況をあなた方は把握されていたんですね。

はい。

原告（反訴被告）代理人野間

乙第3号証（厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン）を示す

再主尋問でちょっとぼやかされた質問があったんですが、乙第3号証の6ページの捏造の定義を一般誌だから、ほかの意味でも使うみたいなふうに私は聞こえたんですけども、本件の記事に関して、この乙第3号証の6ページの捏造と同じ表現、意味として使ったというお答えだったと、私の質問に対してはそうだったと思うんですけども。

ちょっと正確に答えさせていただきませんか。ガイドラインで定義している捏造がこのあたりだとすると、一般用語としての捏造はもうちょっと広い意味が当然あります。これは、どんな言葉でもあると思います。かつ、このガイドラインで定義されている捏造についても「等を作成する」という、こういったごまかすというか、ちょっとぼやかした表現というのは当然ありますので、どんな調査委員会が開かれて、それが研究成果どうかという判定するときも、例えばSTAP問題を思い起こしていただければいいんですが、ここには・・・。

そんなこと聞いていないです。

ここには解釈の幅がある・・・。

解釈の幅があるかないかを聞いているんじゃないかと、あなたの認識を聞いているんです。

私はガイドライン上も捏造に値すると思っっているし・・・。

ガイドラインの捏造に該当するという意味で、この本件記事の捏造という言葉は使っているんですね。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

いや、ちょっと誤導だと思います。これは、簡単な質問だと思います。要は、この記事において捏造という使い方をされているのがガイドラインの意味で使われているのか、一般的な意味で使われているのかどちらかという質問。

広辞苑のほうです。

原告（反訴被告）代理人野間

じゃ、ガイドラインのこの捏造の意味では使っていないというふうに変えられるんですか。

これにも値するという評価はあると思っっています。

値するかどうかじゃない。この意味で使っっているかを端的に答えてください。一般のほうに入るのはいいです。一般のほうに少し広くてもいいです。だけど、この乙第3号証の6ページの捏造に該当する意味で使っっているんですか。

ここはまさに・・・。

裁判長

だから、ガイドラインの捏造よりも一般の捏造のほうが広いとおっしゃいましたね。

はい。

本件の捏造というのは、どこに当たるというふうなお考えで使われたんですか。

一般的な捏造という言葉です。

じゃ、ガイドラインの捏造には当たらないんですか。

私がもし調査委員会とかであれば値するという判断もあり得ると思っています。そこは、評価の幅があると思っています。

では、当たるか、当たらないか、そこはわかりませんということですか。

グレーということが大変多くあります。研究の不正の評価については  
.....。

違う。それは、あなたがどういう判断でこの捏造という言葉を使ったのかという質問なんです。一般論ではありません。

私は、一般的な用語としての捏造を用いています。

原告（反訴被告）代理人野間

じゃ、該当しないということでもいいですね。

.....。

裁判長

そこは、先ほどのお答えでは自分にはわからないということですか。

いえ。私は、該当すると思っています。

ガイドラインの捏造にも当たると思って使いましたということですね。

はい、この「等を作成する」に入っていると思います。

裁判官奥山

乙第3号証（厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン）を示す

今の最後の点をちょっともう少し詳しく伺いますが、乙第3号証の6ページの捏造の定義として「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」と書かれている中に当たるとしたら、この「研究結果等」の「等」の文言に該当するのではないかと考えられたということですね。

そうです。

その「等」をより具体的に表現するとしたら何になりますか。

こういった結論だとして発表したこと、発表内容のことです。  
今おっしゃった発表というのはどこでの発表のことを指しますか。

成果発表会とNEWS 23での発表です。

それは、いずれもここでいう研究結果ではないけれども、それに準ずるもの  
という認識ということですか。

そうです。まだ論文と違って結果として確実に示されたものではない  
ので、ただしこれが今現段階の結果であるとして発表された内容です  
ので、これは等に入るものだと思っています。

終局的なその論文にまとまっているものではないけれども、現段階での研究  
結果として発表されたものだから、捏造に当たるという判断をしたというこ  
とですね。

はい。

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題する  
スライド）を示す

先ほど甲第5号証のこのグラフに統計的な処理が施されている様子が見えない  
のがおかしいとして、おかしいんじゃないかと考える一つのきっかけにな  
ったという趣旨のことをおっしゃっていたと思うんですけども、逆に統計  
的処理が行われなかったグラフであるというふうには考えませんでしたか。

そのように理解しています。これは、一つのこのスライドの結果、数  
値評価なんだろうという理解です。

要するに伺いたいのは、その統計的処理をしない、昨日の話からするとこの  
72という数字は、このスライドを前提としないと登場しない数字だという  
ふうに私は理解していて、その理解はよろしいということですか。

はい。

そういうものだと理解しているけれども、一つのきっかけとしておかしいん  
じゃないかと考えるということですか。

統計処理されていない一つの72という数字は何の意味も持ちません。結果との関係では意味を持たない数字だということですね。

何の発表も持たないというふうに理解します。

池田先生に対する取材について、先ほど3月に至るまでというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、それは大江さんだったり、ウェッジが直接した取材ということよろしいですか。

村中先生と一応学会の後お声をかけたこともありますし、村中さんがお電話された経緯もあると思います。

そうすると、3月に至るまでというのは大江さん、ウェッジ、あるいは村中先生から池田さんにとという意味ですか。

はい。

そのほかの方を通じてした取材というのはありますか。

宮川先生というのはちょっと中立的な立場になります、宮川先生も同じような問題意識を持って独自に池田先生に御質問をされていました。宮川先生を通じた回答が3月以降に返ってきたことはありますか。

幾つかのやりとりがありました。もう少し専門家同士の踏み込んだ回答もなされていたように記憶しています。

それらの回答については、今回の編集に当たっては参考にされましたか。

宮川先生から提供されたものについては、全て参考にしています。

乙第8号証（陳述書）を示す

宮川先生の陳述書、乙第8号証の12ページ、こちら上から3行目以下、原文ままの部分について、こういったメールが届いたということは御存じですか。

はい、この4月8日、6月27日、両方ご提供いただいています。

これは、お読みになられたということですね。

はい。



裁判長

今の池田先生への取材の関係なんですけれども、本件の記事とか、それからA氏の取材を踏まえて池田先生に改めてこの記事を出す前提としての取材というのは申し込まなかったのはなぜですか。

まず、塩沢先生から御回答いただいた上ですぐに池田先生に行くつもりでございました。

それをしなかったのはなぜですか。

塩沢先生の段階で拒絶されているからというのと、冒頭の段階、3月の段階で池田先生としてはもうオリジナリティーだというお答えがあったと、この2つからです。

塩沢先生の拒絶と池田先生取材をしないこと、反面取材をしないことというのは全然つながらないと思うんですけれども。

塩沢先生と池田先生の間にはやりとりがあるであろうというふうに思っていたということです。

でも、記事に関しては池田先生のまさに本件で争われているような名誉にかかわるような記述内容があるわけですよ。それを御本人に全く取材をしないというのはどういうことですか。

その意味では3月の段階でかなり村中さんから実験の内容について詳しく問う質問を既にしていました。

3月の段階の話と、今回のA氏の取材を踏まえて書かれていることと内容は違いますよね。

もちろん6月3日の部分を踏まえていますので、内容が膨らんでいます。

そこを取材しなかったのはなぜですか。

ここについては、かなり強い拒絶があるというふうに理解していました。■先生と宮川先生のやりとりの中でも・・・。

A

わかりました。結構です。■先生が画像のデータを提供してくれないということになったときにその後、■先生に対して本件の原稿等について見てもらうとか、そういうことを連絡として裏づけとらなかったのはなぜですか。

原稿そのものを、記事全文を見せるようなことはやはり当事者に対してはいたしません。

部分的に・・・。

確認が必要な場合はいたします。

「A氏によれば」という部分がございますよね。

はい。

その部分の確認をとらなかったのはなぜですか。

十分裏づけがとれていると考えたからです。

それは、取材のときのやりとりだけですよね。

あのようなやりとりは私からも村中さんから宮川さんからも主体を変えて、あるいは何度も同じような質問をしています。

それは、反訳があるので、どの程度の質問がされているのかはわかっています。

そこから記述する部分については、事実であるというふうに考えました。

ただ、実際に昨日■証人のお答えと、それから被告側の理解というのが食い違っている部分というのもありましたよね。

それは、今の段階で■先生がおっしゃることと6月3日でおっしゃることはもちろん先方も異なると思います。

いや。そうではなくて、少なくともA氏の説明と被告側の認識が食い違っていた部分があるというふうにはお感じになりませんでしたか

ないと思っています。事実雑誌を送った後、大体私が言ったとおりのというメールも返ってきています。

原告（反訴被告）代理人清水

異議あり。そんなふうには書いていない。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

質問とかみ合っていない。もう一回質問していただけますか。

原告（反訴被告）代理人清水

そんなふうには答えていない。

裁判長

A氏の説明と、それからきのうの証言内容と、それから被告側の受け取り方に齟齬があるというふうには感じませんでしたか。

非常に細かいところにずれはあったと思います。根幹部分ではずれていないと思っています。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

裁判官は、昨日の発言とのことをお聞きになっているんですよ。

裁判長

ずれているということはわかりましたか。

はい。

ただ、確認をとらなかった理由というのはそのときの会食での説明内容の理解には自信があったということなんですか。

はい。

その中でA氏がその画像データを誰に渡したかという点について、塩沢先生に渡したのか、池田先生に直接渡したのかというのがはっきりしなかったように思うんですけども。

私としては池田先生だと思っていました。これは、文脈から塩沢先生というのはほとんど出てこなくて、池田先生がピックアップしたのかという話の流れがずっとあって、あの流れであれば、本来塩沢先生に渡していたのであれば、■先生は十分に何回も聞いていますので、い

A

や、池田先生に渡したのではないとか、塩沢先生がピックアップしたんだという御回答を得られる猶予がかなりある質問をしていたというふうに理解しています。ですので、あの段階では池田先生に渡したというふうに理解しました。

でも、そこは誰に渡したかはわかって、そこから池田先生まで到達しているかということ自体はA氏もわからない事実というのがありますよね。

.....。

実際塩沢先生に渡して、そこから池田先生にまで渡っているのかというところはA氏にはわかりませんよね。

そこは非常に言った言わない、やったやらないとか、多分どんな調査が入っても非常に難しい事実認定の部分だと思います。かつ.....。

でも、池田先生に取材をされればわかったんじゃないですか。

私どもが問題にしているのは、発表している事実が問題であって、その根拠の部分がどういったやりとりでA先生が直接なのか、間接なのかといった部分.....。

いや。池田先生に伺うのが端的で、それ以外にわからないんじゃないですかということなんですけど。

もちろん池田先生から何らかのお返事をいただけた可能性あるかもしれませんが。私はすごく低いと思っていたのと、もう一つはその事実を池田先生の主張を確認したとて全体として池田班として行ったこと、かつ池田先生が発表した事実は何ら変わらないので、この実験内容であの発表をしたという事実の一番根幹部分はその確認によって変わらないというふうに理解しています。

ただ、記述の内容がそれぞれあるので、今回問題になってまさに名誉毀損だと言われているようなところの確認にはなっていないとは思いますが、そこはいかがですか。

当該記述部分はA氏はこのように発言したという段落です。かつそのスライドが池田先生が発表したというその事実です。この2つから書いていますので、この2つは何ら事実のとおりだと思います。

それからもう一点。先ほど専門家によって記事の検証はしてもらったというお話だったんですけれども、それは宮川先生以外の専門家という意味ですか。いらっしゃいます。

具体的にお名前を挙げることはできないですか。

挙げられる方としては、先ほど申し上げた京大の松田先生は挙げられますが、ちょっとほかの方は許諾をとっていません。

松田先生以外に何名いらっしゃったんですか。

2人ぐらいです。

合計3名ということですか。

村中さんのほうでもたくさんいらっしゃるので、ちょっと……。

その記事の検証というのは、具体的に何を検証してもらったんですか。

このような■先生がおっしゃっている実験内容、そして池田先生の発表内容、こうい<sup>A</sup>ったことがあり得るかどうか、こちらの解釈は正しいかどうか、そして最後それを捏造と言っているかどうかという部分です。

そうすると、あくまでも記事の記述が前提になっているということですね。

記事を全部見せることはしていませんが、このように書くときに問題ないかという聞き方をしています。

そうすると、そのもととなっている取材内容とかフィルムとか、そういうのをお見せしてというわけではなくて、あくまでも……。

もちろん成果発表の資料であるとか、甲第5号証であるとか、そういうものはお示ししてということになります。

A氏の説明については、どの程度説明してということになるんですか。反訳

文はお見せしたんですか。

全部ではないですが、重要部分について私が起こしたものを見せたりはしています。

起こしたものを・・・。

私が起こしたものをお見せしたりしています。

それは、その入稿までの3日間の間にやったんですか。

入稿コールまではまだ1週間ぐらいありますので、記事作成と最後のコールまでは1週間程度ありますから、その間にやっています。

原告（反訴被告）代理人清水

先ほど再主尋問とか裁判所の質問であなたが池田先生なり取材をされたかという質問に対して村中さんや宮川さんがしていますというお答えは幾つかあったんですけども、再主尋問にも間接的などという表現があったんですけど、村中さんや宮川さんが取材することはウェッジとしての裏づけ取材にはならないんじゃないですか。

.....

執筆者が幾ら取材したってそれに基づく原稿の裏づけは編集部としてとらなきゃいけないんでしょう。違いますか。

ただし、その・・・。

いや、違うんですか。あなたそれは違うというお考えなんですか。

もちろんその取材が実行していく可能性が高く、かつ・・・。

いや、そんなこと聞いていないです。あなたの一般的なウェッジ編集長だったときの責任として聞いているんです。外部の執筆者とか外部の専門員が取材すれば、それはウェッジとして間接的に取材したことになると思っていたんですか、どちらですか。そうじゃなかったら何でその質問に対して、村中さんや宮川さんも聞いていますしというお答えが出るのか不思議でならないから聞いているんです。端的にお答えいただけますか。

筆者が取材しているエビデンスがはっきりしている場合はこちら側で再検証をかけない場合は多々あります。それは、確認をしたメールを全部見せていただいているだとか、同行しているだとか、そういった場合は我々のほうで再度かけないことはあります。

そうすると、今回という一般論としてはそれは確認しなきゃいけないけれども、今回その必要がないと判断したと、そういうことですね。

最終的にはないと思っています。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

今ので1点だけ誤解がないように申し上げますけど、宮川先生が池田先生に質問した内容とか、村中先生が池田先生に質問したメールとかをあなたが確認していますか。

はい。

だから、村中先生とか宮川先生とかがこういうことだよと思って、それに加えて自分が確認した内容をあなたにお示しされているんですよね。

一般的に筆者なり、外部の方がどなたかとやったメールだとか確認した事項を編集サイドで全て見せていただくことというのは余り多くありません。

裁判長

一般論じゃなくて……。

ですので、今回全部村中さんにも宮川さんにも重要なもの全部見せていただいていますので、そこは編集者、編集部としては非常にエビデンスの高い根拠があるというふうに理解しています。

裁判官奥山

先ほどの話だと、A氏がおっしゃっていたことをそのまま記事にしたから、確認をとらなかったということでもよろしいですか。

■先生のおっしゃっている部分をきちんと書いているということです。

A

という趣旨で書いたから、確認はとらなかったということですね。

はい。

今回問題になっている記事の「手渡した資料には」というところがありますけれども、■先生がそうやっておっしゃった。

はい。<sup>A</sup>

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）を示す

「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった」と■先生がおっしゃった。多分マーキングがされていると思いますけれども、<sup>A</sup>下から2段落目の頭から3行目「手渡した資料」というふうに■<sup>A</sup>先生がおっしゃったという認識。

はい。ここは、このパラグラフが「A氏によれば」と始めて、最終的に「という。」というふうにおさめていますので、ここは全部A氏の発言として書いているつもりです。

いずれもA氏の取材の際にA氏がおっしゃったことを書いたという認識ということですね。

はい。それを書いたのは村中先生ですけど、私は同行もしているし、テープも起こして、この内容に間違いがないという確認を編集者としてとっているということです。

裁判長

編集責任者である大江さんが一般の取材に同行するという事は普通あるんですか。

これは、もういろんなパターンがありますが、私の場合は同行させていただけるものについてはなるべくさせていただくことが多かったです。

執筆者が書いた原稿を、編集者というのはある程度距離を持って客観的に検証する作業が必要だと思うんですけども、そういう作業が今回大江さんの



ほうでどの程度されたかというところがやっぱりよくわからないんですけれども、御自身で編集者としてされた検証作業というのは何ですか。

まず、基本的にはおっしゃっている意味は取材なり執筆は筆者のほうにあって、私のほうは原稿を受けて、原稿の中身はどれもある意味知らないけれども、これが事実かどうか確認していくというのはよくある編集作業です。ここに書いてあることは本当ですか、あるいはここは確認が足りないんじゃないですか、じゃ私のほうで確認します。そういうことはよくあります。そういった記事もたくさん出していますが、この場合一番大事な■先生の取材だと私は同行させていただいているというのはそこであつたことを私も見えています。ですので、これは普段はこんなこと本当におっしゃったんですかという確認をとっても、筆者があると言えればあとどう確認するか、じゃ相手に聞こうと、そういうことになってきますが、この場合は同行しているというのが非常に大きな私としてのその事実確認であつたということは言えると。

以 上